

## 現行憲法と自民党「日本国憲法改正草案」対照表

現行憲法	自民党「日本国憲法改正草案」
〔前文〕	〔前文〕
<p>日本国民は、正當に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、<u>わが国全土にわたつて自由のもたらす惠澤を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。</u>そもそも国政は、國民の厳肅な信託によるものであつて、その權威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。</p>	<p><u>日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴いただく國家であつて、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。</u></p> <p>我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。</p> <p>日本国民は、國と郷土を誇りと氣概を持つて自ら守り、<u>基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合つて国家を形成する。</u></p> <p>我々は、<u>自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。</u></p> <p>日本国民は、<u>良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。</u></p>
<p>日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の關係を支配する崇高な理想を深く自覺するのであつて、平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸從、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。</p> <p>われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等關係に立たうとする各國の責務であると信ずる。</p> <p>日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。</p>	

# 前文

2

Q3 「前文」を改めた理由は何か？  
また、新しい「前文」には、どのようなことが盛り込まれたのですか？

(前文を改めた理由)

現行憲法の前文は、全体が翻訳調でつづられており、日本語として違和感があります。そして、その内容にも問題があります。

答

前文は、我が国の歴史・伝統・文化を踏まえた文章であるべきですが、現行憲法の前文には、そうした点が現れています。

また、前文は、いわば憲法の「顔」として、その基本原理を簡潔に述べるべきものですが、現行憲法の前文には、憲法の三大原則のうち「主権在民」と「平和主義」はありませんが、「基本的人権の尊重」はありません。

特に問題なのは、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」という部分です。これは、ユートピア的発想による自衛権の放棄にはなりません。

こうしたこと踏まえ、今回、現行憲法の前文を全面的に書き換えることしました。

(前文の内容)

第一段落では、我が国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であることを明らかにし、また、主権在民の下、三権分立に基づいて統治されることをうたいました。

第二段落では、戦後の歴史に触れた上で、平和主義の下、世界の平和と繁栄のために貢献することをうたいました。

第三段落では、国民は國と郷土を自ら守り、家族や社会が助け合って國家を形成する自助、共助の精神をうたいました。その中で、基本的人権を尊重することを求めました。党内議論の中で「和の精神は、聖徳太子以来の我が國の徳性である。」という意見があり、ここに「和を尊び」という文言を入れました。

第四段落では、民主党の綱領の精神である「自由」を掲げるとともに、自由には規律を伴うものであることを明らかにした上で、国土と環境を守り、教育と科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させることをうたい、新憲法を制定しました。

第五段落では、伝統ある我が国を末く子孫に継承することをうたい、新憲法を制定することを宣言しました。

Q4 自民党の憲法改正草案は、立憲主義を否定しているのではないですか？

(立憲主義を否定したものではない)  
自民党の「日本国憲法改正草案」は、人権を保障するために権力を制限するという、立憲主義の考え方を何ら否定するものではありません。

自民党の草案においては、権力分立の構造は変わりありませんし、「基本的人権の尊重」が、「主権在民」「平和主義」とともに日本国憲法の三大原則の一つであることも全く変わりはありません。むしろ、前文においては、現行憲法で上記三大原則のうち唯一記載の欠けていた「基本的人権の尊重」を明確に盛り込んだところです。

(立憲主義は、国民の義務規定を憲法に設けることを否定しない)  
立憲主義の觀点からすれば、憲法は権力の行使を制限する「制限規範」が中心となるべきものですが、同時に、立憲主義は、憲法に国民の義務規定を設けることを否定するものではありません。

実際、現行憲法でも「教育を受けさせる義務」「勤労の義務」「納税の義務」が規定されており、これは、國家・社会を作り立たせるために国民が一定の役割を果たすべき基本的事項については、憲法に規定されるべきであるとの考え方です。

この点は、他の多くの立憲国家においても、国防義務や憲法擁護義務といったものが国民の義務規定として憲法に盛り込まれていることからも明らかです。(例：イタリア憲法 52 条 1 項(祖国防衛義務)、同 54 条(共和国への忠誠義務)、ドイツ基本法 12a 条(兵役義務)など)

出典：自由民主党『日本国憲法改正草案 Q & A 地域版』より小西洋之事務所作成  
平成 26 年 5 月 28 日 参議院憲法審査会 民主党・新緑国会 小西洋之